

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県田原市

2 構造改革特別区域の名称

地産地消の食育による安心子育て特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛知県田原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

田原市（以下、本市という。）は、愛知県の南端に位置する渥美半島のほぼ全域を市域とし、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれ、東西約30km、南北約10kmで、面積191.11km²、人口60,169人（令和3年11月末現在）の市である。

半島の中央部には、赤石山系の西端に当たる標高300m程度の山々が連なっている。また、約97kmの海岸線は、砂浜、断崖、干潟、松林など変化に富む景観となっている。

公共交通機関は、豊橋鉄道渥美線が、愛知県東部の中心都市である豊橋市の中心市街地から本市の市街地まで運行している。また、路線バスとして豊鉄バスが、市内の主要市街地を結ぶ幹線道路を走っている。さらに、市営ぐるりんバスが公共施設を巡回している。

道路は、国道の259号と42号に加えて、主要地方道・一般県道が約165km、市道が約1,730km整備されている。また、港湾は、我が国を代表する自動車流通の拠点港湾として重要な役割を持つ重要港湾三河港及び三重県鳥羽市、知多半島、離島を結ぶ海上ターミナルとして主に旅客が利用する伊良湖港がある。これらは、本市の物流・交流を支える交通基盤となっている。

市内の臨海工業用地は、輸送機械製造業を中心に60を超える企業が立地し、製造品出荷額等は全国の上位を占めている。また、島崎藤村の椰子の実の叙情詩に詠われた伊良湖岬をはじめ、三河湾国定公園と渥美半島県立自然公園に指定された自然景観及び太平洋、伊勢湾、三河湾のパノラマと遠く富士山を望む蔵王山展望台などに多くの観光客が訪れる。さらに、豊川用水と温暖な気候により農業・漁業とも盛んで、農業産出額も全国の上位を占めている。

合計特殊出生率は1.66で、全国、県、周辺市町よりも高くなっているが、最近では減少傾向にあり、子どもの数が大きく減少している地区も見られる。これらを踏まえ、ライフスタイルの変化や核家族化による保育ニーズの多様化に対応するため、田原市子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て支援に、積極的に取り組んでいる。

市内の就学前児童の施設は、市立保育所(保育所型認定こども園)が17園、私立保育所(保育園)が1園、私立認定こども園(幼保連携型認定こども園)が3園あり、令和3年12月1日現在で、市立保育所に1,187人(定員1,750人)、私立保育所に123人(定員

130人)、私立認定こども園に605人(定員695人)が通っており、一時預かり保育、障害児保育などを実施し、保育の充実を図っている。

近年は、配慮が必要な児童に対して加配保育士を配置して保育所で受け入れているが、療育を希望する保護者も増加しており、多様な障害児支援サービスの提供が求められている。障害のある児童が健やかに育ち、将来、共生社会の担い手として社会参加するためには、将来を見据えた適切な療育環境の整備が必要となっている。しかし、本市には障害のある未就学児童に対して自立支援や機能訓練を行う児童発達支援事業所はなく、身近な地域で専門的支援が受けられない状況となっている。この問題を解決するため、市内に児童発達支援事業及び相談支援事業などの地域支援を行う福祉型児童発達支援センターを令和3年4月1日に開設した。

本市は平成15年8月に田原町が赤羽根町を編入合併し、その後、平成17年10月に渥美町を編入合併して現在の市域となった。

長引く景気の低迷は、本市の行財政運営にも大きな影響を与え、平成23年3月の東日本大震災以降は、人々の価値観もこれまでの経済的な満足度のみでなく、より精神的な部分として「こころの満足度」が重視される方向へと変化してきている。

こうした社会的背景や今後予想される行政課題等に対するためには、自らが有する経営資源を最大限有効に活用して、「市民と協働」による取組を一層推進することが重要な課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進んだことから、家庭の養育機能の低下が指摘され、その一つとして児童の食習慣の乱れが危惧されている。こうしたことから、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要がある。一方、地方自治体の限られた財源を効率的に活用し、多様なニーズに対応する保育所運営が求められている。このため保育所の統廃合と民営化に取り組み、平成30年4月1日に2園を統合して1園廃止し、令和2年4月1日に新たな私立認定こども園の開設に合わせて1園を廃止することで市立保育所は17園となった。さらに、令和4年4月1日に新たな私立認定こども園の開設に合わせて市立保育所を3園廃止することで、市立保育所は14園となる。

現在、整備・運営に民間経営のノウハウを導入したPFI方式により、保護者の方が試食できる開かれた施設、バイキング給食などの多彩なメニュー、全国最大級のオール電化システム等、先進的な取組を行い、1日当たり9,000食が調理可能な田原市給食センター(以下「新給食センター」と記載)が平成26年4月1日から稼働し、市内43施設(小中学校22校、市立保育所17園、私立保育所1園、私立認定こども園3園)に新給食センターから給食提供を行い、この新給食センターの活用により、市立保育所運営の合理化・効率化に取り組んでいる。

大型調理施設である新給食センターからの給食搬入は、単一調理機関による維持管理経費の節減、食材の一元購入による購入経費の節減に加えて、調理員の確保が困難な市内全保育所への給食提供も可能である。こうして節減した財源により、一

時預かり保育をはじめ障害児保育、延長保育、休日保育、病後児保育など多様な保育需要に対応することができる。さらに、食育基本法の趣旨を踏まえ、就学前から中学校までの一貫した食育に取り組むことができる。

新給食センターでは、地域の生産物であるキャベツ、ブロッコリー、チンゲンサイなどを使った給食や郷土料理を提供することから、地産地消を促進するとともに、乳幼児期から地域の食材に馴染み、地域に対する誇りや愛着を育むことができる。

また、新給食センターによる一元調理は、衛生的で安全性の高い給食を提供することから、子供を預ける養育者の安心を高めることができる。さらに、新給食センターは、卵、小麦粉、乳製品をはじめとしたアレルギー児童の除去食にも対応することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 新給食センターからの給食外部搬入方式による市立保育所の合理化を進め、多様な保育ニーズに対応した保育を実現する。
- ② 保育所や認定こども園、児童発達支援センター、小中学校、新給食センター等が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の定着と健やかな成長に資する。
- ③ 給食に地域の食材を活用することで、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむ環境を整え、地産地消の促進につなげる。
- ④ 乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことにより、農業産出額全国1位である地域に対する誇りや愛着を育む。
- ⑤ 新給食センターからの給食外部搬入方式による児童発達支援センター運営の合理化を進め、多様なニーズに対応した障害児支援を実現する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 新給食センターでは、市が食材を一元購入し、(株)田原学校給食サービスが一元調理することで、材料費、人件費、光熱水道費等、給食の調理に係る経費を節減し、こうして節減された財源により多様なニーズに対応する保育所の運営を実現する。
- ② 衛生的で安全性の高い設備が整った新給食センターで調理された給食を提供することにより、養育者が安心して子どもを預けられる子育て環境を整え、仕事と子育ての両立支援に資する。
- ③ 乳幼児期から小中学校までの一貫した食育は、児童の正しい食習慣の形成につながる。また、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことは、将来に向けた一層の地産地消につながる。同時に、地域の生産者も、生産物が地域で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。
- ④ 新給食センターでは、市が食材を一元購入し、(株)田原学校給食サービスが一元調理することで、材料費、人件費、光熱水道費等、給食の調理に係る経費を節減し、こうして節減された財源により多様なニーズに対応する児童発達支援センターの運営を実現する。
- ⑤ 児童発達支援センターを利用する障害児等に他の保育所に通う児童と同じ給食

を提供することで、障害のある子どもも障害のない子どもも一貫した食育に取り組むことが可能となり、インクルーシブ教育システムの推進を図ることができる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(学校給食事業)

田原市給食センター献立委員会（以下、献立委員会という。）に保育園から指導保育士が委員として参画することで、学校との情報交換や連携を促進し、乳幼児期からの一貫した食育の推進を図る。

(地産地消事業)

給食の食材として地域の食材の使用を推進するとともに、給食時に地域の食材を話題とするように努め、地域生産物の消費拡大を図る。

(子育て支援事業)

保育所の効率化・合理化を推進し、財源を確保することで、養育者のニーズに対応できる保育環境の整備、保育サービスの充実を図る。

(障害児支援事業)

児童発達支援センター運営の効率化・合理化を推進し、財源を確保することで、障害児支援のニーズに対応できる療育環境の整備、障害児支援サービスの充実を図る。

別紙 1

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

市内の公立保育所

第一保育園、野田保育園、六連保育園、東部保育園、中部保育園、神戸保育園、大草保育園、泉保育園、清田保育園、福江保育園、中山保育園、小中山保育園、伊良湖岬保育園、稲場保育園（以上 14園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

令和4年4月1日

4 特定事業の内容

市立保育所の給食は、新給食センターで調理して搬入する外部搬入方式とする。保育所の調理員は、新給食センターと保育所に配置することで、年齢に応じた給食の提供にも柔軟に対応する。

新給食センターには、園児用の調理用器具類・食器、配送用の保温食缶等を適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

① 市立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け雇児発0601第4号）」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも、所要の再加熱や冷蔵・冷凍、配膳を行う。

また、体調不良児への対応については、保育所内に配置する職員、保育士、栄養士等が協議し、供給量の調整、主食を柔らかくする刻み食など、園児に合わせて対応する。

【各保育所調理室の状況】

保育署名	調理室 面積	加熱設備	保存設備		配膳設備	
		ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器消毒保管庫
第一保育園	23.40㎡	2口	2台	1台	6台	1台
野田保育園	22.50㎡	2口	1台	1台	3台	1台
六連保育園	38.60㎡	2口	2台	1台	1台	1台
東部保育園	29.16㎡	2口	2台	1台	5台	1台
中部保育園	62.40㎡	2口	2台	1台	5台	1台
神戸保育園	35.91㎡	2口	2台	1台	3台	1台

大草保育園	32.34 m ²	2口	1台	1台	2台	1台
泉保育園	66.60 m ²	3口	2台	1台	4台	1台
清田保育園	51.00 m ²	3口	1台	1台	4台	1台
福江保育園	67.00 m ²	3口	3台	1台	5台	1台
中山保育園	46.30 m ²	3口	2台	2台	2台	1台
小中山保育園	60.20 m ²	2口	1台	1台	4台	1台
伊良湖岬保育園	25.50 m ²	2口（電磁） 卓上1	2台	2台	5台	1台
稲場保育園	37.50 m ²	4口（電磁）	3台	1台	10台	2台

② 外部搬入方式による給食は、年齢に応じて大きさや量などを工夫して提供する。3歳未満児については、栄養士の指示により柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食は、保育所の調理室で調理したものを提供する。3歳未満児について、回数、時機は、従来から保育所で行われている給食と同様の形態を取る。新給食センターからの外部搬入の契約については、原則は保育所と新給食センターとの間で契約を締結することが要件だが、PFI方式での調理であっても、献立、食材発注は市が直接行い、市立給食センターから市立保育所への搬入であり、契約という行為に馴染まない。このため、市長と教育長との間で覚書を締結することとする。また、新給食センターとなっても指導保育士が献立委員会に参画することにより、保育所の給食への要望を伝える。

③ 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。また、新給食センターからの配送ルートを選定と食缶の保温能力の検証結果から、小中学校、市立保育所、私立保育所、私立認定こども園への給食との混載配送により給食運搬車は総数で14台とし、2時間以内の喫食（給食が出来上がる時間から児童が食べ始めるまでの時間）を実現する。

【給食の配送計画】

1号車	2号車	3号車	4号車
センター 10:05	センター 9:45	センター 9:55	センター 10:00
(田原赤石こ)10:20	中部保 10:05	(漆田保) 10:13	(伊良湖岬小)10:22
センター 10:45	(蔵王こ) 10:20	第一保 10:23	伊良湖岬保 10:34
	センター 10:50	(童浦こ) 10:44	(亀山小) 10:49
		センター 11:15	センター 11:24

6号車		8号車		9号車		10号車	
センター	9:50	センター	9:47	センター	9:40	センター	9:42
稲場保	10:08	児童発達		清田保	9:58	(あかばねこ)	9:52
東部保	10:24	支援センター	9:57	福江保	10:10	野田保	10:08
六連保	10:38	神戸保	10:14	中山保	10:21	泉保	10:25
センター	11:02	大草保	10:27	小中山保	10:31	センター	10:47
		センター	10:42	センター	11:04		

記載注) センター：新給食センター

〇〇〇保：市立〇〇〇保育園

(〇〇こ)：私立〇〇こども園※私立認定こども園に3歳以上児給食のみ配送

(〇〇保)：私立〇〇保育園※私立保育所に3歳以上児給食のみ配送

(〇〇小)：市立〇〇〇小学校

児童発達支援センター：田原市児童発達支援センター

5号車、7号車、11号車～14号車は小中学校のみ配送

- ④ 園児の給食については、各保育所の職員会議での反省や園長による検討会で検証する。また、毎月の献立を保護者に配布し、園児の食材に対するアレルギーの有無や、献立に対する保護者の要望等の聴取に努める。これらの結果は、指導保育士が献立委員会に伝えることで、給食に対する保育所や養育者の意見を反映する。

アレルギー児童の除去食の具体的な対応として、事前に保護者と関係者（栄養士等）で打合せを行い、アレルギー管理指導表に基づいて提出された食物アレルギー対応申請書により食物アレルギー対応の認定を行う。原因食物については、詳細なアレルギー情報を提供する。給食でのアレルギー対応は、安全性を最優先とし、作業の複雑化を防ぎ、確実な除去食の提供を行う。新給食センターでは、対応食調理の担当者は原則専任とし、アレルギー対応責任者を置き、基本食調理とは区分して調理に従事するものとする。安全で確実なアレルギー対応食を提供するため、アレルギー対応食調理マニュアルに記載する内容を遵守し、アレルギーの混入防止や配食から配送における誤配の防止まで徹底した安全管理を行う。

- ⑤ 保育所では、楽しく食べる経験を通して子どもの食への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培う「食育」に取り組む。これを小中学校との連携を図りながら実施することで、計画的・長期的・系統的な取組を実現する。
- ⑥ 乳幼児期から小中学校まで一貫して地域の食材を使用した給食を提供し、地域の食材の知識や優秀さを伝えることで、地産地消の促進につなげるとともに、地域への愛着や誇りを育む。また、農業世帯の多い地域であることから、家族の仕事や地域の人達への理解を深めることにも努める。
- ⑦ 新給食センターに対する市民の理解を深めてもらうため、「給食だより」を発行するとともに、ケーブルテレビやインターネットにより情報提供する。また、新給食センターの試食会や施設見学を行う「市政ぴーあーる講座」を開催し、新給食センターが「食に関する学びの場」として認識されるよう努める。

別紙 2

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

田原市児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

令和3年4月1日

4 特定事業の内容

児童発達支援センターの給食は、新給食センターで調理して搬入する外部搬入方式とする。児童発達支援センターの調理員は、新給食センターと児童発達支援センターに配置することで、年齢に応じた給食の提供にも柔軟に対応する。

新給食センターには、児童用の調理用器具類・食器、配送用の保温食缶等を適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

- ① 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入の実施に当たっては、構造改革特別区域における留意事項を遵守する。また、構造改革特別区域内における児童発達支援センターでは、当該施設を利用する児童への食事提供に関する責任は同センターにあるものとし、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制を確保し、学校給食の献立を作成している栄養士から献立等について、栄養の観点から指導や助言を受けられる体制を確保するものである。

児童発達支援センターの調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであり、所要の再加熱や冷蔵・冷凍、配膳を行う。

また、通園児の発達段階や障害の特性に合わせ、児童発達支援センターに配置する保育士、児童指導員、調理師等が協議し、供給量の調整、主食を柔らかくする刻み食などにより、可能な範囲で個別の対応をする。

【児童発達支援センター調理室の状況】

調理室面積	加熱設備	保存設備		配膳設備	
	ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器消毒保管庫
22.45㎡	2口	1台	1台	3台	1台

【児童発達支援センターにおいて給食を提供する児童及び職員】

児童：利用児童 定員18人

職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、調理員、相談支援専門員等17人

- ② 外部搬入方式による給食は、栄養士の指示により柔らかくしたり、刻み食としたりして、年齢及び障害の特性に応じて大きさや量などを工夫して提供する。

新給食センターからの外部搬入の契約については、原則は児童発達支援センタ

一と新給食センターとの間で契約を締結することが要件だが、PFI方式での調理であっても、献立、食材発注は市が直接行い、市立給食センターから市立児童発達支援センターへの搬入であり、契約という行為に馴染まない。このため、市長と教育長との間で覚書を締結することとする。調理にあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」の3（2）及び（3）を遵守することとし、運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との覚書により内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。給食の提供にあたっては、通園児の障害の状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工について受託事業者に指示し、連携を図りながら対応するとともに、献立委員会に児童発達支援センター職員が参画するなどして、給食への要望を伝えるなどの対応をすることとする。

- ③ 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーバ方式で実施する。また、新給食センターからの配送ルートの選定と食缶の保温能力の検証結果から、小中学校、市内の保育所及び認定こども園、児童発達支援センターへの給食との混載配送により給食運搬車は総数で14台とし、2時間以内の喫食（給食が出来上がる時間から児童が食べ始めるまでの時間）を実現する。

【給食の配送計画】

1号車	2号車	3号車	4号車
センター 10:05	センター 9:45	センター 9:55	センター 10:00
(田原赤石こ)10:20	中部保 10:05	(漆田保) 10:13	(伊良湖岬小)10:22
センター 10:45	(蔵王こ) 10:20	第一保 10:23	伊良湖岬保 10:34
	センター 10:50	(童浦こ) 10:44	(亀山小) 10:49
		センター 11:15	センター 11:24

6号車	8号車	9号車	10号車
センター 9:50	センター 9:47	センター 9:40	センター 9:42
稲場保 10:08	児童発達	清田保 9:58	(あかばねこ) 9:52
東部保 10:24	支援センター 9:57	福江保 10:10	野田保 10:08
六連保 10:38	神戸保 10:14	中山保 10:21	泉保 10:25
センター 11:02	大草保 10:27	小中山保 10:31	センター 10:47
	センター 10:42	センター 11:04	

記載注) センター：新給食センター

〇〇〇保：市立〇〇〇保育園

(〇〇こ)：私立〇〇こども園※私立こども園に3歳以上児給食のみ配送

(〇〇保)：私立〇〇保育園※私立保育所に3歳以上児給食のみ配送

(〇〇小)：市立〇〇〇小学校

児童発達支援センター：田原市児童発達支援センター

5号車、7号車、11号車～14号車は小中学校のみ配送

- ④ 児童の給食については、職員会議での反省や園長等による検討会で検証する。また、毎月の献立を保護者に配布し、児童の食材に対するアレルギーの有無や、献立に対する保護者の要望等の聴取に努める。これらの結果を献立委員会に伝えることで、給食に対する児童発達支援センターや保護者の意見を反映する。

アレルギー児童の除去食の具体的な対応として、事前に保護者と児童発達支援管理責任者や関係者(栄養士等)で打合せを行い、アレルギー管理指導表に基づいて提出された食物アレルギー対応申請書により食物アレルギー対応の認定を行う。原因食物については、詳細なアレルギー情報を提供する。給食でのアレルギー対応は、安全性を最優先とし、作業の複雑化を防ぎ、確実な除去食の提供を行う。新給食センターでは、対応食調理の担当者は原則専任とし、アレルギー対応責任者を置き、基本食調理とは区分して調理に従事するものとする。安全で確実なアレルギー対応食を提供するため、アレルギー対応食調理マニュアルに記載する内容を遵守し、アレルゲンの混入防止や配食から配送における誤配の防止まで徹底した安全管理を行う。
- ⑤ 児童発達支援センターでは、楽しく食べる経験を通して子どもの食への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培う「食育」に取り組む。これを保育所や認定こども園、小中学校との連携を図りながら実施することで、計画的・長期的・系統的な取組を実現する。
- ⑥ 乳幼児期から小中学校まで一貫して地域の食材を使用した給食を提供し、地域の食材の知識や優秀さを伝えることで、地産地消の促進につなげるとともに、地域への愛着や誇りを育む。また、農業世帯の多い地域であることから、家族の仕事や地域の人達への理解を深めることにも努める。
- ⑦ 新給食センターに対する市民の理解を深めてもらうため、「給食だより」を発行するとともに、ケーブルテレビやインターネットにより情報提供する。また、新給食センターの試食会や施設見学を行う「市政ぴーあーる講座」を開催し、新給食センターが「食に関する学びの場」として認識されるよう努める。
- ⑧ 児童発達支援センターを利用する障害児等に他の保育所に通う児童と同じ給食を提供することで、障害のある子どもも障害のない子どもも一貫した食育に取り組み、インクルーシブ教育システムの推進を図る。
- ⑨ 通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。